

令和6年度

厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」 新潟市の概況

新潟市 経済部 雇用・新潟暮らし推進課

は し が き

新潟市では、市内の事業所に雇用されている労働者の賃金等の労働条件の実態を明らかにし、経営及び労使関係の合理化、安定化のための基礎資料とすることを目的とし、昭和54年度から昭和63年度まで3年ごとに4回、「労働基本調査」として実施してきました。しかし、近年の急激な経済社会情勢の変化に伴い、労働環境も著しく変動しているため、平成2年度から毎年、「労働実態調査」として実施し、新潟県も同様の調査を行っていることから、平成18年度より「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で実施しています。

調査項目について、令和元年度から事業所票の項目のみに変更したことにより、従来の個人票の項目にあたる市内の賃金等の状況について、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」から集計し、取りまとめを行っています。

なお、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」においては、調査月の実労働日数が18日以上であることや所定内給与額が5万円以上であるなどの要件を満たす労働者を集計の対象としていますが、新潟市の概況においては、それらの要件を満たさない労働者も含まれているため、結果の活用にあたってはご注意ください。

本概況が広く活用され、働く人一人ひとりが豊かさを実感しながら、安心して働くことのできる社会をつくるための環境づくりの一助となれば幸いです。

令和7年9月

新潟市 経済部 雇用・新潟暮らし推進課

目 次

I 調査の概要

第1 調査の内容……………1

- 1 調査の目的
- 2 調査の対象
- 3 調査事項
- 4 調査の時期
- 5 調査の方法
- 6 集計・推計方法
- 7 調査系統

第2 主な用語の定義……………3

第3 調査の結果概要……………4

- 1 集計労働者の構成
- 2 賃金
- 3 労働日数、労働時間
- 4 短時間労働者の賃金等

II 調査結果の分析

第1 集計労働者の構成……………5

第2 賃金……………9

- 1 賃金
- 2 所定内賃金の概況
- 3 規模別所定内賃金
- 4 産業別所定内賃金
- 5 男女別所定内賃金
- 6 年齢別所定内賃金
- 7 学歴別所定内賃金
- 8 勤続年数別所定内賃金
- 9 所定外賃金

第3 労働日数、労働時間 ……19

- 1 実労働日数、実労働時間数
- 2 労働時間の推移(月所定内・月所定外)

第4 短時間労働者の賃金等……………22

- 1 集計労働者数等
- 2 短時間労働者の賃金支給総額

付属統計表

I 調査の概要

第1 調査の内容

ここでは厚生労働省発表資料の関係する部分を原文のまま転載しています。

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

2 調査の対象

(1) 地域

日本全国(ただし、一部島しょを除く。)

(2) 産業

日本標準産業分類に基づく16大産業[鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)]

(3) 事業所

5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所を対象とし、都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を客体とする。

▶ただし、本概況については、有効回答を得た市内事業所かつ10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(467事業所)について集計した。

3 調査事項

(1) 事業所に係る事項

事業所の名称及び所在地並びに法人番号、主要な生産品の名称又は事業の内容、事業所の雇用形態別労働者数、企業全体の常用労働者数

(2) 労働者に係る事項

性、雇用形態、就業形態、最終学歴、新規学卒者への該当性、年齢、勤続年数、役職、職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、昨年一年間の賞与、期末手当等特別給与額、在留資格

▶ただし、本概況については、事業所の属性及び、企業全体の常用労働者数、労働者の性、就業形態、最終学歴、年齢、勤続年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額により集計した。

4 調査の時期

調査年 6 月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については調査前年 1 年間)について同年 7 月に調査を行う。

5 調査の方法

(1)調査組織

ア 一括調査企業に属する調査事業所

(ア)調査票の配布

厚生労働省 ― 民間事業者 ― 報告者

(イ)調査票の回収

(オンライン調査以外)

厚生労働省 ― 民間事業者 ― 報告者

(オンライン調査)

厚生労働省 ― 報告者

イ 一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所

(ア)調査票の配布

厚生労働省 ― 報告者

(イ)調査票の回収

(オンライン調査以外)

厚生労働省 ― 都道府県労働局 ― (労働基準監督署) ― (調査員・職員) ― 報告者

(オンライン調査)

厚生労働省 ― 報告者

(2)調査方法

調査票の配布及び回収は、原則として上記方法により行うものとするが、都道府県労働局長が必要と認める場合は、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統計調査員が調査票を取集する。

第2 主な用語の定義

ここでは厚生労働省発表資料の関係する部分を原文のまま転載しています。

「常用労働者」

次の各号のいずれかに該当する労働者をいう。なお、本概況の数値はすべて常川労働者について集計したものである。

- 1 期間を定めずに雇われている労働者
- 2 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

「賃金」

本概況に用いている「賃金」は、6月分の所定内給与額をいう。

「所定内給与額」とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

ただし、本概況においては、「超過労働給与額」を「所定外賃金」という。

「企業規模」

本概況においては、次のとおりとする。

中小企業 … 企業全体において常時使用する従業員が300人以下（「情報通信業」、「卸売業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」では100人以下、「小売業」、「飲食サービス業」では50人以下）の企業をいう。

大企業 … 中小企業以外の企業をいう。

「就業形態」

常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

「一般労働者」とは、「短時間労働者」以外の者をいう。

「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「勤続年数」

労働者がその企業に雇入れられてから調査対象期日までに勤続した年数をいう。

表中の符号等

「—」	…………… 該当なし
「X」	…………… サンプル数が少ないため秘匿
「0」または「0.0」	…………… 単位未満

その他

- (1) 平成30年度以前の数値は、「新潟市賃金労働時間等実態調査」によるものである。
- (2) 金額の単位は集計処理の都合上、原則百円とする。

第3 調査の結果概要

1 集計労働者の構成

- (1) 一般労働者は7,747人で、男女別構成は男性が5,257人(67.9%)、女性が2,490人(32.1%)となっている。
また、規模別では中小企業が4,616人(59.6%)、大企業が3,131人(40.4%)となっている。(第1表、第2表)
- (2) 平均年齢は45.4歳で、規模別では中小企業が46.4歳、大企業が44.0歳で中小企業の方が高い。一方、勤続年数は中小企業が13.1年、大企業が14.5年となっている。(第3表、第3図、第4図)

2 賃金

- (1) 所定内賃金は2,821百円となり、前年に比べ72百円減少している。規模別では中小企業が2,692百円、大企業が3,010百円であり、大企業を100とした場合の規模間格差は89.4となっている。(第2図、第3図、第4図、第4表)
- (2) 男女間格差(男性の所定内賃金を100とした場合の女性の所定内賃金)は、中小企業が76.7、大企業が74.2となっている。産業別にみると最も格差が小さいのは、中小企業では「医療、福祉」の109.4、大企業は「生活関連サービス業、娯楽業」の101.6となっている。
なお、最も格差が大きいのは、中小企業、大企業ともに「金融業、保険業」で中小企業では63.7、大企業では60.5となっている。(第5表)
- (3) 所定外賃金は204百円となり、前年に比べ3百円減少している。規模別では中小企業が154百円、大企業が277百円となっている。(第9表、第2図)

3 労働日数、労働時間

- (1) 実労働日数は20.9日、規模別では中小企業が21.5日、大企業が20.2日となっている。産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が22.2日で最も多くなっている。(第10表)
- (2) 総実労働時間数は169.7時間(所定内160.6時間、所定外9.1時間)となり、前年に比べ0.5時間減少(所定内0.7時間減少、所定外0.2時間増加)している。規模別では中小企業が172.7時間(所定内165.5時間、所定外7.2時間)、大企業が165.2時間(所定内153.3時間、所定外11.9時間)となっている。(第10表)

4 短時間労働者の賃金等

- (1) 集計対象となった短時間労働者は2,710人で、男性903人(33.3%)、女性1,807人(66.7%)となっている。(第11表)
- (2) 短時間労働者の総実労働時間数は80.4時間(所定内79.3時間、所定外1.1時間)となっている。(第12表)
- (3) 短時間労働者の1時間当たりの所定内賃金(月間所定内賃金(単位:百円)を月間所定内労働時間数で除したもの)は1,177円となっている。(第14表)

Ⅱ 調査結果の分析

第1 集計労働者の構成

集計労働者数

(1) 男女別・産業別構成

集計対象となった一般労働者（以下「集計労働者」という）は 7,747 人で、男性が 5,257 人（67.9%）、女性が 2,490 人（32.1%）となっている。産業別構成比でみると、「製造業」（24.0%）、「サービス業」（12.7%）、「建設業」（11.6%）、が上位を占めている。（第1表）

第1表 集計労働者の男女別・産業別構成

区 分	計		男 性		女 性	
	集計数(人)	構成比	集計数(人)	構成比	集計数(人)	構成比
産 業 計	7,747	(100.0%)	5,257	(67.9%)	2,490	(32.1%)
鉱業、採石業、砂利採取業	82	(1.1%)	75	〈91.5%〉	7	〈8.5%〉
建設業	897	(11.6%)	772	〈86.1%〉	125	〈13.9%〉
製造業	1,863	(24.0%)	1,304	〈70.0%〉	559	〈30.0%〉
電気・ガス・熱供給・水道業	34	(0.4%)	23	〈67.6%〉	11	〈32.4%〉
情報通信業	398	(5.1%)	291	〈73.1%〉	107	〈26.9%〉
運輸業、郵便業	477	(6.2%)	419	〈87.8%〉	58	〈12.2%〉
卸売業、小売業	542	(7.0%)	326	〈60.1%〉	216	〈39.9%〉
金融業、保険業	407	(5.3%)	203	〈49.9%〉	204	〈50.1%〉
不動産業、物品賃貸業	342	(4.4%)	232	〈67.8%〉	110	〈32.2%〉
学術研究、専門・技術サービス業	142	(1.8%)	88	〈62.0%〉	54	〈38.0%〉
宿泊業、飲食サービス業	281	(3.6%)	147	〈52.3%〉	134	〈47.7%〉
生活関連サービス業、娯楽業	275	(3.5%)	132	〈48.0%〉	143	〈52.0%〉
教育、学習支援業	336	(4.3%)	106	〈31.5%〉	230	〈68.5%〉
医療、福祉	218	(2.8%)	53	〈24.3%〉	165	〈75.7%〉
複合サービス事業	470	(6.1%)	355	〈75.5%〉	115	〈24.5%〉
サービス業	983	(12.7%)	731	〈74.4%〉	252	〈25.6%〉

（注）（ ）内は全体に占める割合、〈 〉内は各区分に占める割合

(2) 規模別・産業別構成

集計労働者の構成を規模別にみると、中小企業が4,616人(59.6%)、大企業が3,131人(40.4%)となっている。産業別にみると、大企業では「複合サービス業」(100%)、「医療、福祉」(79.8%)、「金融業、保険業」(66.3%)の割合が高く、一方、中小企業では「鉱業、採石業、砂利採取業」(100%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(100%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(90.9%)の割合が高くなっている。(第2表)

第2表 集計労働者の規模別・産業別構成

区 分	規 模 計		中 小 企 業		大 企 業	
	集計数(人)	構成比	集計数(人)	構成比	集計数(人)	構成比
産 業 計	7,747	(100.0%)	4,616	(59.6%)	3,131	(40.4%)
鉱業、採石業、砂利採取業	82	(1.1%)	82	〈100.0%〉	—	—
建設業	897	(11.6%)	801	〈89.3%〉	96	〈10.7%〉
製造業	1,863	(24.0%)	1,304	〈70.0%〉	559	〈30.0%〉
電気・ガス・熱供給・水道業	34	(0.4%)	34	〈100.0%〉	—	—
情報通信業	398	(5.1%)	253	〈63.6%〉	145	〈36.4%〉
運輸業、郵便業	477	(6.2%)	165	〈34.6%〉	312	〈65.4%〉
卸売業、小売業	542	(7.0%)	214	〈39.5%〉	328	〈60.5%〉
金融業、保険業	407	(5.3%)	137	〈33.7%〉	270	〈66.3%〉
不動産業、物品賃貸業	342	(4.4%)	249	〈72.8%〉	93	〈27.2%〉
学術研究、専門・技術サービス業	142	(1.8%)	63	〈44.4%〉	79	〈55.6%〉
宿泊業、飲食サービス業	281	(3.6%)	170	〈60.5%〉	111	〈39.5%〉
生活関連サービス業、娯楽業	275	(3.5%)	250	〈90.9%〉	25	〈9.1%〉
教育、学習支援業	336	(4.3%)	224	〈66.7%〉	112	〈33.3%〉
医療、福祉	218	(2.8%)	44	〈20.2%〉	174	〈79.8%〉
複合サービス事業	470	(6.1%)	—	—	470	〈100.0%〉
サービス業	983	(12.7%)	626	〈63.7%〉	357	〈36.3%〉

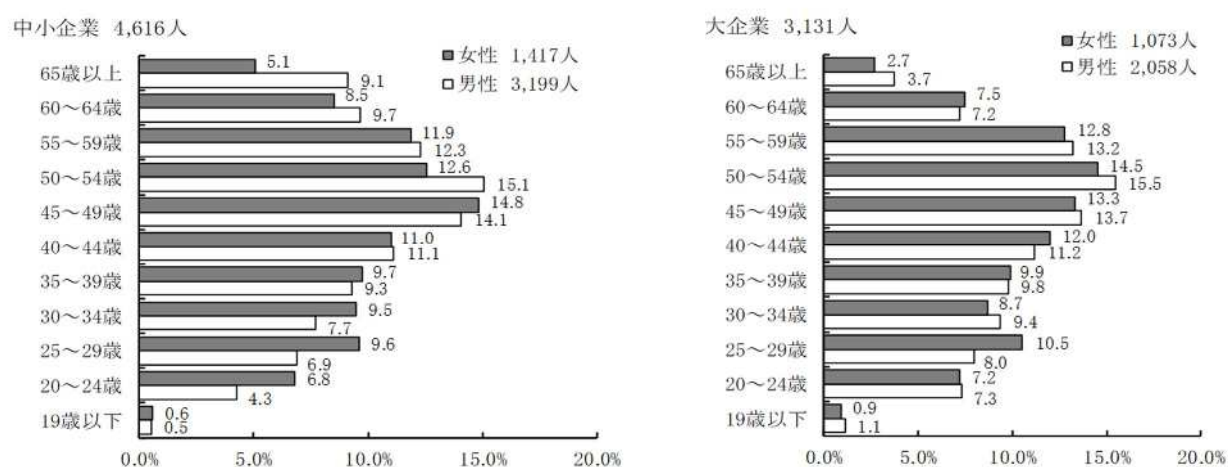
(注) ()内は全体に占める割合、〈 〉内は各区分に占める割合

(3) 年齢別構成

集計労働者の平均年齢は、全労働者平均で 45.4 歳(男性 46.1 歳、女性 44.1 歳)となっている。規模別では中小企業が 46.4 歳(男性 47.3 歳、女性 44.5 歳)、大企業が 44.0 歳(男性 44.2 歳、女性 43.6 歳)となっており、中小企業が大企業よりも高くなっている。(第 4 図)

集計労働者の年齢別構成をみると、男性の場合は、中小企業、大企業ともに 50 歳代の割合が最も高く、中小企業では 27.4%(875 人)、大企業では 28.7%(590 人)となっている。女性の場合は、中小企業は 40 歳代、大企業では 50 歳代の割合が最も高く、中小企業では 25.8%(366 人)、大企業では 27.3%(293 人)となっている。(第1図)

第1図 集計労働者の年齢別構成



(4) 勤続年数

集計労働者の平均勤続年数は 13.6 年(男性 14.6 年、女性 11.6 年)となっている。規模別にみると、大企業が 14.5 年、中小企業が 13.1 年となっている。産業別にみると、「鉱業、採石業、砂利採取業」が 18.7 年と最も長く、一方、「医療、福祉」が 9.1 年と最も短くなっている。(第 3 表)

第3表 集計労働者の平均勤続年数

単位：年

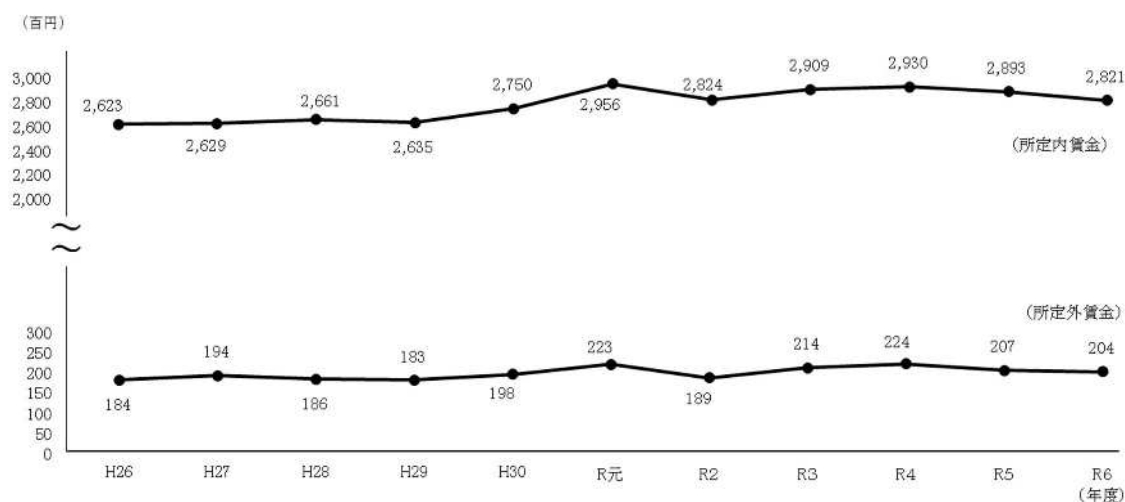
区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
産 業 計	13.6	14.6	11.6	13.1	13.8	11.4	14.5	15.8	11.9
鉱業、採石業、砂利採取業	18.7	18.9	16.1	18.7	18.9	16.1	-	-	-
建設業	14.9	15.3	12.3	14.6	14.9	12.4	17.8	18.6	11.3
製造業	15.3	16.1	13.4	14.1	14.8	12.7	17.9	18.5	15.9
電気・ガス・熱供給・水道業	13.0	12.5	14.0	13.0	12.5	14.0	-	-	-
情報通信業	12.2	12.3	11.7	12.7	13.1	11.4	11.3	10.9	12.4
運輸業、郵便業	13.4	13.8	10.6	11.4	11.3	12.0	14.4	15.0	9.8
卸売業、小売業	14.4	15.9	12.2	14.4	16.1	11.5	14.5	15.8	12.6
金融業、保険業	16.0	18.4	13.5	17.5	19.2	14.2	15.2	17.8	13.3
不動産業、物品賃貸業	9.5	10.3	7.8	9.5	10.3	7.7	9.4	10.3	7.9
学術研究、専門・技術サービス業	15.0	16.1	13.1	15.4	16.6	14.1	14.6	15.8	11.9
宿泊業、飲食サービス業	9.6	11.1	8.0	10.5	11.8	8.9	8.2	9.8	7.0
生活関連サービス業、娯楽業	9.8	10.0	9.7	9.8	10.2	9.5	9.9	8.1	12.2
教育、学習支援業	11.6	13.2	10.9	11.3	13.0	10.6	12.3	13.3	11.6
医療、福祉	9.1	9.8	8.8	9.7	9.8	9.7	8.9	9.8	8.6
複合サービス事業	17.4	18.5	13.8	-	-	-	17.4	18.5	13.8
サービス業	11.8	11.9	11.3	11.5	11.6	11.0	12.3	12.7	11.6

第2 賃金

1 賃金

平成 26 年度からの賃金の推移をみると、所定内賃金は、令和元年度までは増加傾向であったが、令和 2 年度に減少し、令和 3 年度からは再度増加し、ほぼ横ばいから若干減少傾向となっている。また、所定外賃金もほぼ同様であり、令和 2 年度は減少したが、令和3年度からは増加し、ほぼ横ばいとなっている。(第 2 図)

第2図 所定内・所定外賃金の推移



	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6(年度)
平均年齢(歳)	42.3	42.1	42.4	42.7	42.6	42.5	42.8	43.1	43.7	43.4	45.4
平均勤続年数(年)	11.9	12.4	12.2	12.0	12.4	13.4	12.7	13.1	13.3	12.9	13.6

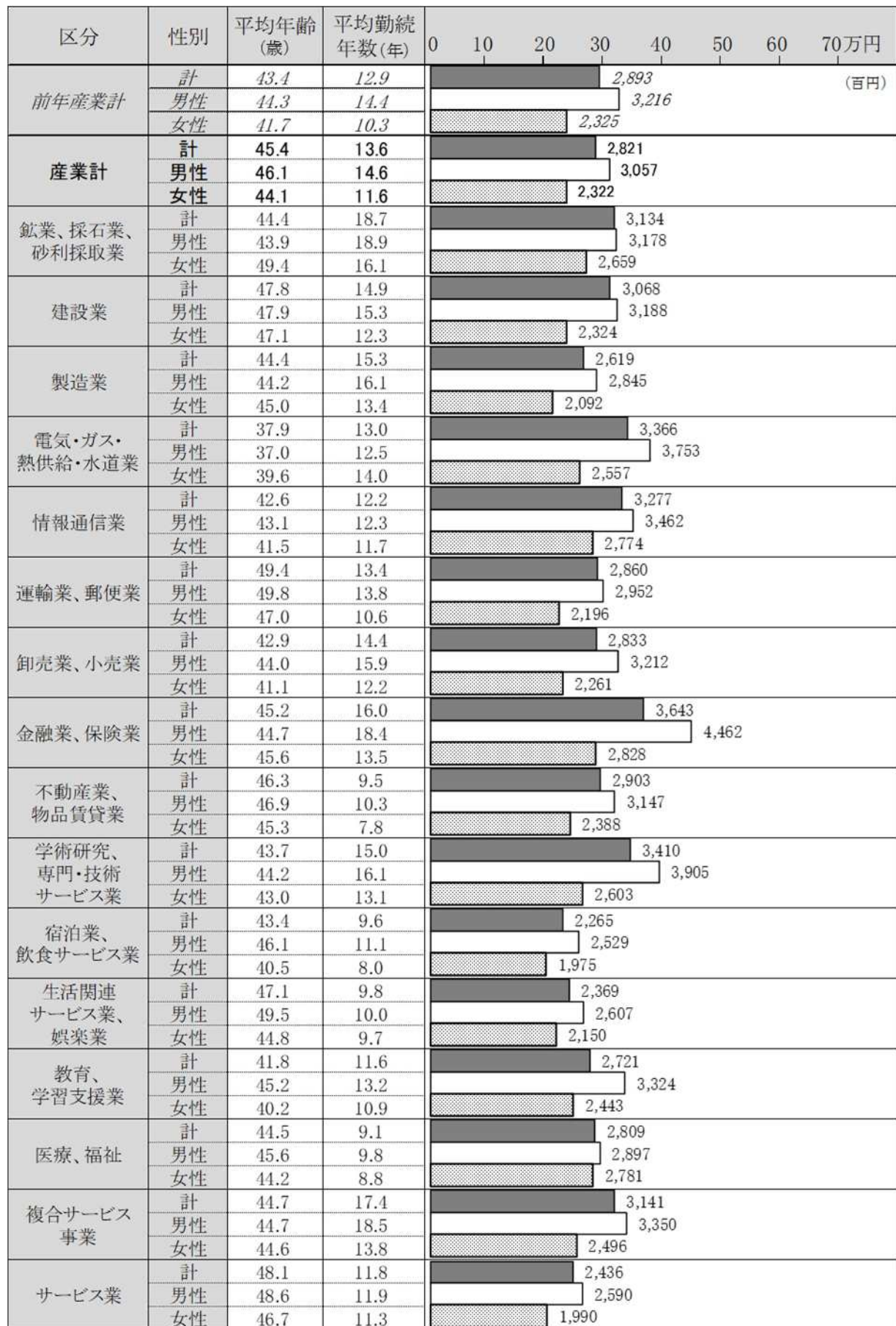
2 所定内賃金の概況

集計労働者平均所定内賃金は、2,821 百円(平均年齢 45.4 歳、平均勤続年数 13.6 年)となっている。

男女別では、男性が 3,057 百円(平均年齢 46.1 歳、平均勤続年数 14.6 年)、女性が 2,322 百円(平均年齢 44.1 歳、平均勤続年数 11.6 年)となっている。

平均年齢は「運輸業、郵便業」の 49.4 歳が最も高く、「電気・ガス・熱供給・水道業」の 37.9 歳が最も低くなっている。(第3図)

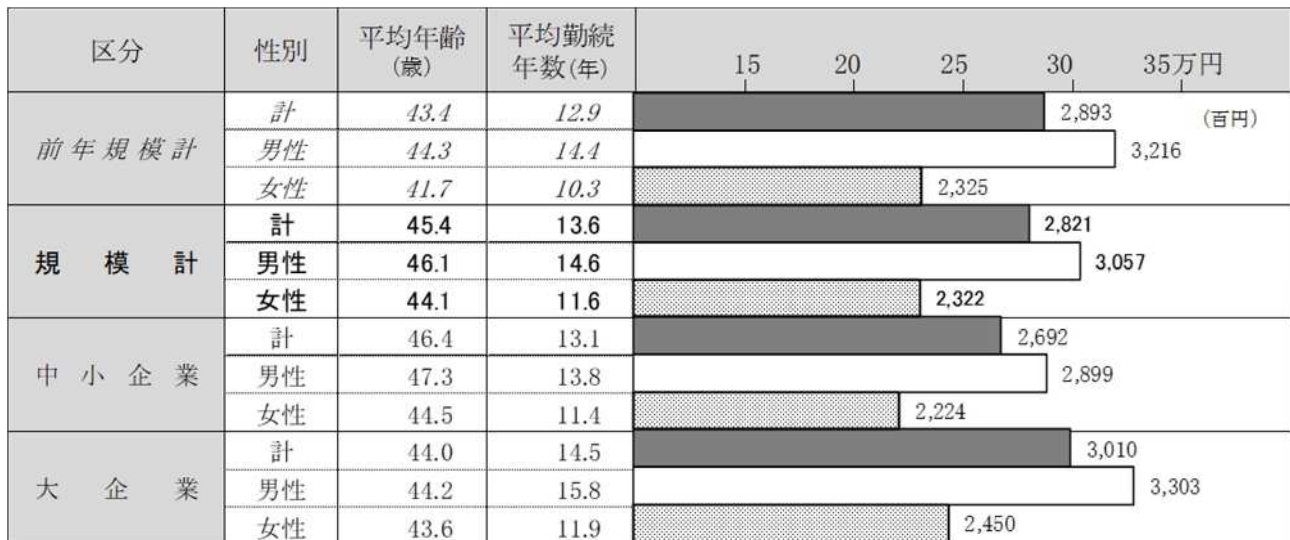
第3図 産業別所定内賃金・平均年齢・平均勤続年数



3 規模別所定内賃金

所定内賃金を規模別にみると、中小企業が 2,692 百円、大企業が 3,010 百円で、大企業を 100 とした場合、規模間格差は 89.4 となっている。(第 4 図)

第4図 規模別所定内賃金・平均年齢・平均勤続年数



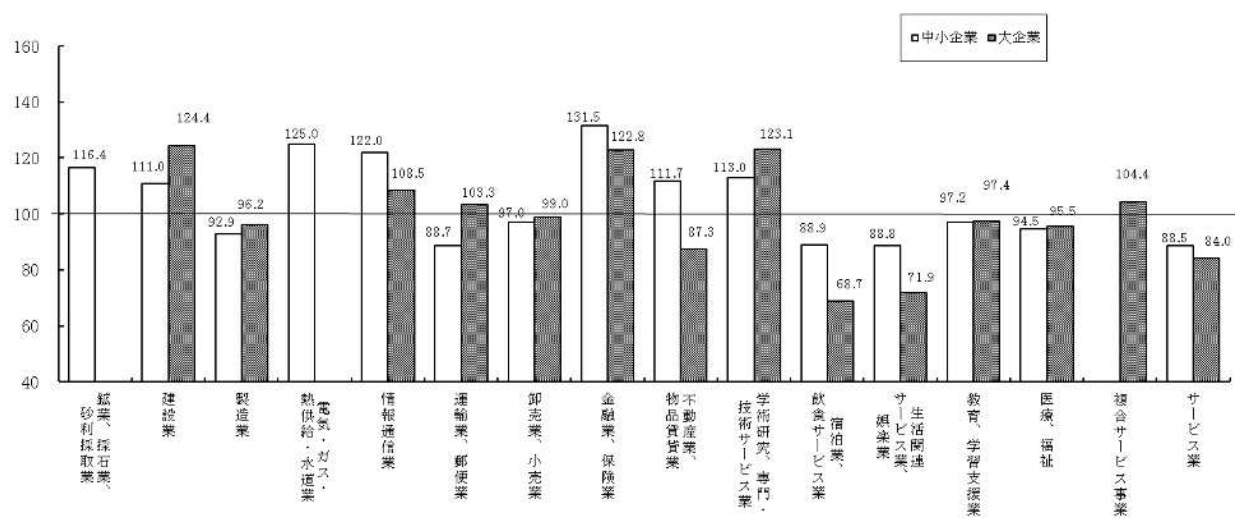
4 産業別所定内賃金

所定内賃金を産業別でみると「金融業、保険業」(3,643 百円)が最も高く、以下「学術研究、専門・技術サービス業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」が続き、最も低いのは「宿泊業、飲食サービス業」となっている。(第 4 表、第 5 図)

第4表 産業別・規模別所定内賃金

単位:百円			
区 分	規 模 計	中 小 企 業	大 企 業
前年産業計	2,893	2,739	2,988
産業計	2,821	2,692	3,010
鉱業、採石業、砂利採取業	3,134	3,134	-
建設業	3,068	2,987	3,745
製造業	2,619	2,501	2,896
電気・ガス・熱供給・水道業	3,366	3,366	-
情報通信業	3,277	3,284	3,265
運輸業、郵便業	2,860	2,387	3,110
卸売業、小売業	2,833	2,610	2,979
金融業、保険業	3,643	3,540	3,696
不動産業、物品賃貸業	2,903	3,006	2,628
学術研究、専門・技術サービス業	3,410	3,041	3,704
宿泊業、飲食サービス業	2,265	2,392	2,069
生活関連サービス業、娯楽業	2,369	2,390	2,163
教育、学習支援業	2,721	2,616	2,931
医療、福祉	2,809	2,545	2,876
複合サービス事業	3,141	-	3,141
サービス業	2,436	2,383	2,529

第5図 産業別所定内賃金の産業間格差の状況（産業計＝100）



5 男女別所定内賃金

男性の所定内賃金を100とした場合の女性の所定内賃金の割合は、規模計で76.0(男性3,057百円、女性2,322百円)となっている。規模別にみると、中小企業が76.7、大企業が74.2と大企業の方が男女格差は大きくなっている。産業別にみると最も格差が小さいのは、中小企業は「医療、福祉」で109.4、大企業は「生活関連サービス業、娯楽業」で101.6である

なお、最も格差が大きいのは、中小企業、大企業ともに「金融業、保険業」で中小企業では63.7、大企業では60.5となっている。(第5表)

第5表 男女別所定内賃金

区 分	中 小 企 業							大 企 業						
	男 性			女 性			格差	男 性			女 性			格差
	年齢 (歳)	勤続 年数(年)	所定内 賃金(百円)	年齢 (歳)	勤続 年数(年)	所定内 賃金(百円)		年齢 (歳)	勤続 年数(年)	所定内 賃金(百円)	年齢 (歳)	勤続 年数(年)	所定内 賃金(百円)	
産 業 計	47.3	13.8	2,899	44.5	11.4	2,224	76.7	44.2	15.8	3,303	43.6	11.9	2,450	74.2
鉱業、採石業、砂利採取業	43.9	18.9	3,178	49.4	16.1	2,659	83.7	-	-	-	-	-	-	-
建設業	48.3	14.9	3,101	47.7	12.4	2,298	74.1	44.4	18.6	3,893	40.7	11.3	2,601	66.8
製造業	45.0	14.8	2,731	45.1	12.7	2,043	74.8	42.5	18.5	3,071	44.8	15.9	2,268	73.9
電気・ガス・熱供給・水道業	37.0	12.5	3,753	39.6	14.0	2,557	68.1	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	43.3	13.1	3,490	41.8	11.4	2,710	77.7	42.6	10.9	3,411	40.9	12.4	2,881	84.5
運輸業、郵便業	55.5	11.3	2,411	53.2	12.0	2,220	92.1	46.8	15.0	3,235	43.5	9.8	2,183	67.5
卸売業、小売業	46.2	16.1	2,885	42.5	11.5	2,148	74.5	42.5	15.8	3,441	40.3	12.6	2,328	67.7
金融業、保険業	44.5	19.2	4,043	42.9	14.2	2,577	63.7	44.8	17.8	4,796	46.4	13.3	2,903	60.5
不動産業、物品賃貸業	46.8	10.3	3,271	44.2	7.7	2,377	72.7	46.9	10.3	2,766	47.5	7.9	2,409	87.1
学術研究、専門・技術サービス業	43.7	16.6	3,427	42.8	14.1	2,589	75.5	44.5	15.8	4,207	43.2	11.9	2,619	62.3
宿泊業、飲食サービス業	48.6	11.8	2,666	42.4	8.9	2,029	76.1	41.4	9.8	2,264	38.1	7.0	1,910	84.4
生活関連サービス業、娯楽業	49.9	10.2	2,661	45.0	9.5	2,147	80.7	46.6	8.1	2,148	42.4	12.2	2,182	101.6
教育、学習支援業	42.6	13.0	3,067	39.5	10.6	2,439	79.5	49.0	13.3	3,700	41.8	11.6	2,452	66.3
医療、福祉	54.0	9.8	2,367	48.4	9.7	2,590	109.4	43.9	9.8	3,006	43.0	8.6	2,832	94.2
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	-	44.7	18.5	3,350	44.6	13.8	2,496	74.5
サービス業	50.5	11.6	2,472	47.6	11.0	2,042	82.6	44.6	12.7	2,841	45.7	11.6	1,936	68.1

6 年齢別所定内賃金

所定内賃金について年齢段階別の推移をみると、20～24 歳を 100 とした場合、男性は中小企業、大企業ともに「55～59 歳」をピークとし、女性は中小企業では「50～54 歳」を、大企業では「55～59 歳」をピークとし、その後減少に転じている。（第6表）

第6表 年齢段階別所定内賃金

区 分	中 小 企 業				大 企 業			
	男 性		女 性		男 性		女 性	
	所定内賃金 (百円)	格 差	所定内賃金 (百円)	格 差	所定内賃金 (百円)	格 差	所定内賃金 (百円)	格 差
19歳以下	1,748	82.1	1,917	94.6	1,959	86.3	1,993	95.2
20～24歳	2,129	100.0	2,025	100.0	2,270	100.0	2,094	100.0
25～29歳	2,368	111.2	2,080	102.7	2,610	115.0	2,436	116.4
30～34歳	2,635	123.7	2,181	107.7	2,839	125.1	2,223	106.2
35～39歳	2,795	131.3	2,132	105.3	3,150	138.7	2,291	109.4
40～44歳	3,068	144.1	2,317	114.4	3,353	147.7	2,417	115.4
45～49歳	3,141	147.5	2,328	115.0	3,805	167.6	2,575	123.0
50～54歳	3,206	150.6	2,349	116.0	3,915	172.5	2,656	126.8
55～59歳	3,238	152.1	2,324	114.7	3,937	173.4	2,662	127.2
60～64歳	2,898	136.1	2,163	106.8	3,091	136.2	2,446	116.8
65歳以上	2,513	118.0	2,108	104.1	2,414	106.3	2,353	112.4

7 学歴別所定内賃金

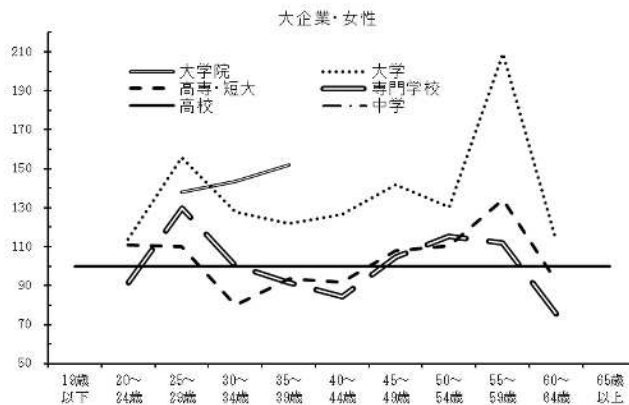
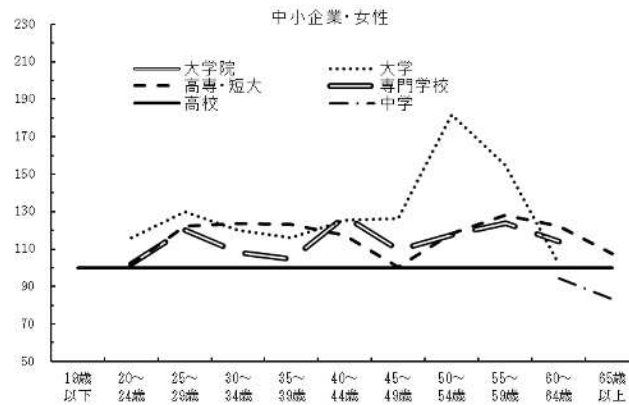
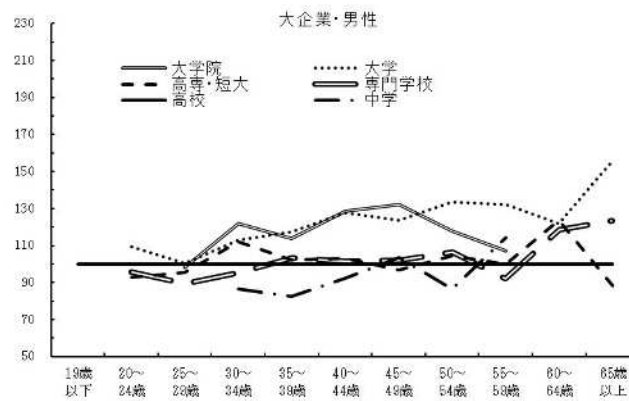
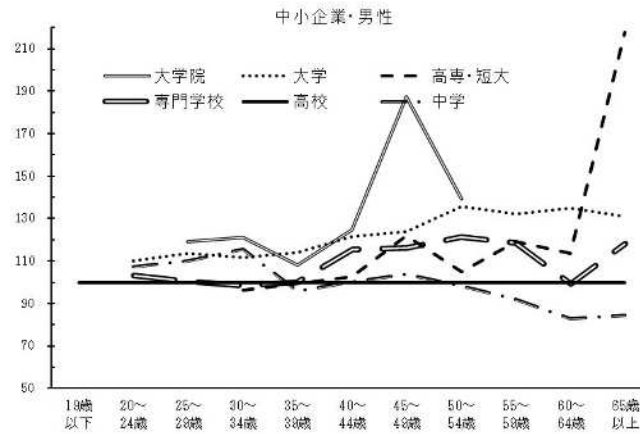
学歴別の所定内賃金は下表のとおりとなっている。(第7表) 高校卒の所定内賃金を100とした場合の学歴間格差をみると、男性の場合、大学卒、大学院卒との格差が生じている。女性の場合、専門学校卒、高専・短大卒、大学卒、大学院卒との格差が生じている。(第6図)

第7表 学歴別所定内賃金

単位：百円

区 分	中 学 卒		高 校 卒		専 門 学 校 卒		高 専 ・ 短 大 卒		大 学 卒		大 学 院 卒		不 明	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
産 業 計	2,664	1,847	2,917	2,088	2,923	2,239	3,331	2,497	3,587	2,645	4,013	3,324	3,114	2,063
中 小 企 業	2,727	1,739	2,692	2,104	2,931	2,260	2,960	2,473	3,318	2,514	3,451	3,102	2,849	2,081
19歳以下	X	432	1,676	1,554	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24歳	X	X	1,830	1,769	1,956	1,919	2,103	2,046	2,175	2,189	-	-	-	X
25～29歳	-	X	2,105	1,996	2,168	2,068	2,271	2,009	2,504	2,161	2,348	X	-	X
30～34歳	X	-	2,377	1,873	2,427	2,136	2,685	2,302	2,733	2,621	2,893	-	X	X
35～39歳	3,023	2,040	2,500	1,923	2,714	2,219	2,904	2,403	3,448	2,683	3,728	2,639	X	X
40～44歳	2,843	1,847	2,924	2,102	2,819	2,402	3,417	2,381	3,641	2,475	3,194	X	3,548	2,123
45～49歳	2,878	X	2,961	2,259	3,187	2,494	3,390	2,747	3,656	2,799	3,295	X	3,309	2,460
50～54歳	2,638	X	3,179	2,288	3,422	2,465	3,720	3,094	4,178	2,533	5,336	X	3,000	X
55～59歳	3,202	X	2,985	2,338	3,994	2,424	3,728	2,434	4,086	3,155	X	X	3,073	X
60～64歳	2,637	X	2,517	1,874	2,832	X	2,483	2,008	3,006	X	-	-	2,087	-
65歳以上	2,068	X	2,366	1,682	2,659	-	2,324	2,362	2,536	-	X	-	1,316	-
大 企 業	2,550	1,936	3,126	2,079	2,915	2,227	3,589	2,513	3,730	2,697	4,122	3,378	3,237	2,062
19歳以下	-	-	1,880	1,714	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24歳	X	-	2,002	1,688	2,081	1,908	2,092	2,084	2,335	2,148	2,450	X	1,428	1,741
25～29歳	-	X	2,186	1,831	2,267	2,057	2,318	2,112	2,634	2,450	2,690	2,472	2,174	1,929
30～34歳	X	X	2,570	2,106	2,642	2,067	2,437	2,056	3,053	2,410	3,236	2,778	2,958	2,176
35～39歳	3,194	X	3,158	1,911	2,696	2,082	4,883	2,348	3,609	2,624	3,700	3,632	3,152	1,815
40～44歳	2,963	2,385	3,268	1,945	3,062	2,434	3,328	2,876	3,979	3,024	4,677	4,134	3,895	2,376
45～49歳	2,383	X	3,745	2,134	3,121	2,483	4,309	2,486	4,372	3,422	4,774	3,513	4,678	2,174
50～54歳	3,090	2,091	3,926	2,266	3,485	2,581	4,337	2,789	5,212	3,760	6,005	X	3,818	2,409
55～59歳	X	X	3,435	2,347	3,519	2,654	3,831	3,020	5,372	4,792	6,716	X	3,679	1,702
60～64歳	2,163	1,905	2,626	2,048	2,773	1,997	2,624	1,711	3,236	1,906	5,269	X	2,431	1,678
65歳以上	1,857	1,455	1,875	1,569	2,484	1,649	2,434	1,556	2,237	2,259	4,295	-	1,812	X

第6図 学歴間格差の年齢別推移



8 勤続年数別所定内賃金

所定内賃金について勤続年数別の推移をみると、男性の場合、中小企業では「35～39 年」、大企業では「30～34 年」がピークになっている。女性の場合、中小企業では「25～29 年」、大企業では「35～39 年」がピークになっている。

また、規模別では、勤続年数「0 年」の者の所定内賃金を 100 とした場合、男性、女性ともに大企業の方が、勤続年数別所定内賃金の格差が大きくなっている。（第8表）

第8表 勤続年数別所定内賃金

勤続年数	中 小 企 業				大 企 業			
	男 性		女 性		男 性		女 性	
	所定内賃金 (百円)	格 差	所定内賃金 (百円)	格 差	所定内賃金 (百円)	格 差	所定内賃金 (百円)	格 差
0 年	2,334	100.0	1,906	100.0	2,180	100.0	2,188	100.0
1 年	2,394	102.6	2,059	108.1	2,515	115.4	2,164	98.9
2 年	2,416	103.5	2,032	106.6	2,707	124.2	2,183	99.8
3 ～ 4 年	2,580	110.6	2,145	112.6	2,710	124.3	2,157	98.6
5 ～ 9 年	2,688	115.2	2,151	112.9	2,834	130.0	2,301	105.2
10 ～ 14 年	2,857	122.4	2,248	118.0	3,122	143.2	2,327	106.3
15 ～ 19 年	3,061	131.2	2,273	119.3	3,383	155.2	2,389	109.2
20 ～ 24 年	3,277	140.4	2,433	127.7	3,915	179.6	2,752	125.8
25 ～ 29 年	3,365	144.2	2,671	140.2	4,181	191.8	3,053	139.6
30 ～ 34 年	3,531	151.3	2,563	134.5	4,259	195.4	3,425	156.6
35 ～ 39 年	3,671	157.3	2,571	134.9	4,140	189.9	4,842	221.3
40 年 以上	3,369	144.3	2,582	135.5	3,715	170.4	2,532	115.8

9 所定外賃金

集計労働者の平均所定外賃金は、204 百円となっている。男女別では、男性が 249 百円、女性が 107 百円となっている。

規模別にみると、中小企業が 154 百円、大企業が 277 百円と大企業の方が高くなっている。また、産業別にみると、「鉱業、採石業、砂利採取業」が 690 百円で最も高く、「運輸業、郵便業」が続き、「生活関連サービス業、娯楽業」が最も低くなっている。（第9表）

第9表 所定外賃金

単位：百円

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性
前 年 産 業 計	207	251	129	156	182	98	238	299	144
産 業 計	204	249	107	154	189	75	277	343	151
鉱業、採石業、砂利採取業	690	741	145	690	741	145	-	-	-
建設業	184	201	79	159	175	68	389	414	193
製造業	232	285	109	148	186	74	429	483	233
電気・ガス・熱供給・水道業	131	168	53	131	168	53	-	-	-
情報通信業	241	257	196	181	188	162	345	381	251
運輸業、郵便業	445	476	224	392	421	188	473	504	244
卸売業、小売業	158	196	100	77	78	75	211	279	114
金融業、保険業	161	209	113	126	135	110	178	268	114
不動産業、物品賃貸業	109	135	55	103	128	42	127	157	80
学術研究、専門・技術サービス業	170	224	83	142	167	114	192	260	47
宿泊業、飲食サービス業	111	144	74	68	72	63	177	286	88
生活関連サービス業、娯楽業	80	89	72	68	85	53	204	125	305
教育、学習支援業	82	160	45	88	215	38	70	80	63
医療、福祉	201	218	195	120	156	110	221	231	218
複合サービス事業	209	250	82	-	-	-	209	250	82
サービス業	179	194	135	156	175	80	219	233	192

第3 労働日数、労働時間

1 実労働日数、実労働時間数

(1) 実労働日数

実労働日数は、20.9 日（中小企業 21.5 日、大企業 20.2 日）となっている。産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が 22.2 日で最も多く、「学研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」が続いている。（第 10 表）

(2) 実労働時間数

実労働時間数をみると、総実労働時間数は 169.7 時間（中小企業 172.7 時間、大企業 165.2 時間）であり、その内訳は所定内 160.6 時間、所定外 9.1 時間となっている。

産業別の総実労働時間数は「宿泊業、飲食サービス業」が 175.0 時間で最も長く、「金融業、保険業」が 148.1 時間で最も短くなっている。（第 10 表）

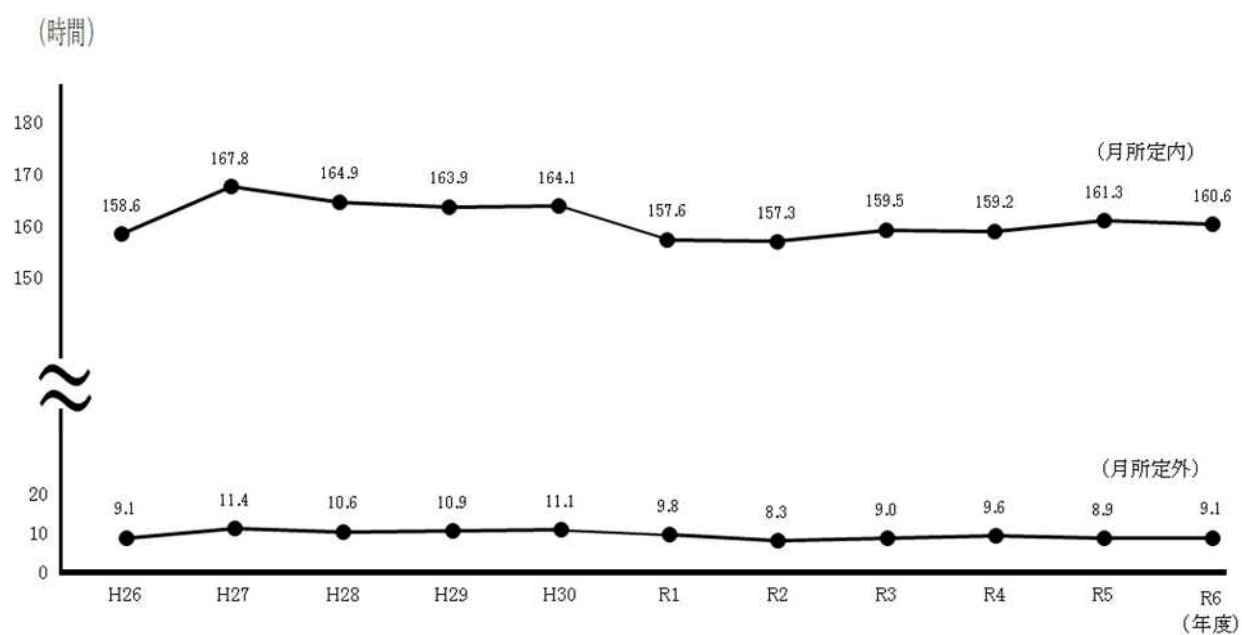
第10表 月間実労働日数、実労働時間数

区 分	月間実労働日数 (日)	月 間 実 労 働 時 間 数(時間)		
		総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数
前 年 産 業 計 規 模 計	21.0	170.2	161.3	8.9
中 小 企 業	21.7	174.2	166.5	7.7
大 企 業	20.6	167.7	158.1	9.6
産 業 計 規 模 計	20.9	169.7	160.6	9.1
中 小 企 業	21.5	172.7	165.5	7.2
大 企 業	20.2	165.2	153.3	11.9
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	19.6	168.9	148.2	20.7
中 小 企 業	19.6	168.9	148.2	20.7
大 企 業	-	-	-	-
建 設 業 規 模 計	21.4	172.8	164.7	8.2
中 小 企 業	21.7	174.2	167.0	7.2
大 企 業	18.8	161.5	145.2	16.3
製 造 業 規 模 計	21.2	173.4	163.7	9.7
中 小 企 業	21.4	173.6	166.4	7.2
大 企 業	20.7	172.8	157.2	15.6
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	22.2	162.1	159.1	2.9
中 小 企 業	22.2	162.1	159.1	2.9
大 企 業	-	-	-	-
情 報 通 信 業 規 模 計	20.7	170.7	160.2	10.5
中 小 企 業	21.0	171.3	163.2	8.1
大 企 業	20.1	169.7	155.1	14.6
運 輸 業、郵 便 業 規 模 計	20.7	174.6	154.9	19.6
中 小 企 業	21.1	176.3	156.2	20.1
大 企 業	20.4	173.6	154.3	19.4
卸 売 業、小 売 業 規 模 計	21.2	174.9	167.1	7.8
中 小 企 業	21.9	178.3	174.3	4.0
大 企 業	20.7	172.6	162.4	10.2
金 融 業、保 険 業 規 模 計	19.4	148.1	141.5	6.6
中 小 企 業	19.4	154.5	149.5	5.0
大 企 業	19.4	144.9	137.4	7.5
不動産業、物品賃貸業 規 模 計	20.6	165.7	160.7	4.9
中 小 企 業	20.9	167.5	163.1	4.4
大 企 業	19.9	160.8	154.5	6.4
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業 規 模 計	22.2	172.5	165.8	6.6
中 小 企 業	22.7	176.3	170.0	6.3
大 企 業	21.7	169.4	162.5	6.9
宿泊業、飲食サービス業 規 模 計	21.5	175.0	168.3	6.8
中 小 企 業	22.4	181.1	176.8	4.3
大 企 業	20.2	165.6	155.2	10.5
生活関連サービス業、娯 楽 業 規 模 計	21.7	172.7	167.5	5.2
中 小 企 業	21.9	173.5	169.1	4.4
大 企 業	19.4	165.2	152.4	12.8
教 育、学 習 支 援 業 規 模 計	20.5	161.8	157.2	4.6
中 小 企 業	20.9	166.2	161.2	5.0
大 企 業	19.7	152.9	149.2	3.7
医 療、福 祉 規 模 計	20.5	161.6	155.3	6.2
中 小 企 業	23.5	175.4	169.5	5.9
大 企 業	19.8	158.1	151.7	6.3
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	19.1	161.3	151.2	10.1
中 小 企 業	-	-	-	-
大 企 業	19.1	161.3	151.2	10.1
サ ー ビ ス 業 規 模 計	21.6	170.7	161.1	9.6
中 小 企 業	22.0	173.1	165.3	7.8
大 企 業	20.9	166.4	153.6	12.8

2 労働時間の推移（月所定内・月所定外）

平成 26 年度からの労働時間の推移をみると、月所定内労働時間は、近年では令和元年度以降減少しているが、令和 3 年度は増加し、令和 4 年度以降はほぼ横ばいとなっている。月所定外労働時間は、総じて横ばいにある。（第7図）

第7図 労働時間の推移（月所定内・月所定外）



※H30 年度以前の数値は、「新潟市賃金労働時間等実態調査」によるものですのでご注意ください。

第4 短時間労働者の賃金等

1 集計労働者数等

集計対象となった短時間労働者数は2,710人で、うち男性は903人(33.3%)、女性は1,807人(66.7%)となっている。

また、短時間労働者の平均年齢は男性で51.7歳、女性が50.0歳であり、平均勤続年数は男性で6.2年、女性が7.4年となっている。

総実労働時間数は男性が76.9時間で、うち所定外労働時間数は1.4時間となっている。また、女性は82.1時間で、うち所定外労働時間数は1.0時間となっている。(第11表)

第11表 短時間労働者数及び月間実労働時間等(男女別)

区 分	総人数 (人)		平均勤続年数 (年)		月間実労働日数 (日)		月間総実労働時間数(時間)					
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男 性			女 性		
							計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
産 業 計	903	1,807	6.2	7.4	13.8	15.8	76.9	75.5	1.4	82.1	81.2	1.0
鉱業、採石業、砂利採取業	1	—	1.0	—	19.0	—	144.0	144.0	—	—	—	—
建設業	23	41	11.2	8.4	11.8	15.7	85.6	84.8	0.7	89.2	89.0	0.3
製造業	63	167	14.6	12.3	16.5	19.4	99.0	97.2	1.8	111.3	109.8	1.5
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	—	17.0	17.0	16.0	119.0	119.0	—	128.0	128.0	—
情報通信業	5	27	7.4	7.4	13.8	16.5	75.6	75.6	—	94.0	93.8	0.2
運輸業、郵便業	44	45	8.4	8.0	16.9	18.5	91.7	89.1	2.6	106.5	104.6	1.9
卸売業、小売業	57	255	5.0	8.7	15.9	17.8	70.3	69.7	0.6	99.2	98.2	1.0
金融業、保険業	9	51	10.4	8.7	19.0	16.4	129.8	129.8	—	91.2	90.9	0.3
不動産業、物品賃貸業	56	42	6.0	7.0	15.9	18.5	94.2	94.1	0.1	88.3	87.7	0.5
学術研究、専門・技術サービス業	3	17	4.3	9.6	12.3	20.4	92.0	92.0	—	115.7	112.3	3.4
宿泊業、飲食サービス業	174	390	3.1	5.4	12.0	14.3	60.5	59.5	1.0	68.4	68.1	0.3
生活関連サービス業、娯楽業	141	222	2.8	5.1	11.5	11.5	61.4	61.0	0.4	53.9	52.4	1.5
教育、学習支援業	90	154	7.1	6.6	10.4	13.7	44.3	43.6	0.7	67.0	66.6	0.4
医療、福祉	17	107	8.0	6.4	18.6	16.9	100.8	99.6	1.2	93.6	93.0	0.6
複合サービス事業	17	22	17.8	11.9	16.7	18.7	120.2	106.7	13.5	124.1	115.2	8.9
サービス業	202	266	6.3	7.8	15.0	17.0	93.8	91.6	2.2	80.5	79.5	0.9

産業別での月間総実労働時間数は「鉱業、採石業、砂利採取業」で 144.0 時間と最も長く、「電気・ガス・熱供給・水道業」の 123.5 時間が続いている。また、所定外労働時間数では「複合サービス事業」の 10.9 時間が最も長く、「学術研究、専門・技術サービス業」の 2.9 時間が続いている。(第 12 表)

第12表 短時間労働者の月間実労働時間数

単位：時間

区 分	総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数
産 業 計	80.4	79.3	1.1
鉱業、採石業、砂利採取業	144.0	144.0	－
建設業	87.9	87.5	0.4
製造業	108.0	106.4	1.6
電気・ガス・熱供給・水道業	123.5	123.5	－
情報通信業	91.2	91.0	0.2
運輸業、郵便業	99.2	96.9	2.2
卸売業、小売業	93.9	93.0	0.9
金融業、保険業	97.0	96.7	0.3
不動産業、物品賃貸業	91.7	91.4	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	112.2	109.3	2.9
宿泊業、飲食サービス業	66.0	65.4	0.5
生活関連サービス業、娯楽業	56.8	55.7	1.1
教育、学習支援業	58.6	58.1	0.5
医療、福祉	94.6	93.9	0.7
複合サービス事業	122.4	111.5	10.9
サービス業	86.2	84.7	1.5

2 短時間労働者の賃金支給総額

短時間労働者の賃金支給総額は、男性が 951 百円で、うち所定内賃金は 918 百円、所定外賃金は 33 百円となっている。女性は 956 百円で、うち所定内賃金は 941 百円、所定外賃金は 15 百円となっている。(第 13 表)

第13表 短時間労働者の月間賃金支給総額(男女別)

単位：百円

区 分	男 性			女 性		
	計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
産 業 計	951	918	33	956	941	15
鉱業、採石業、砂利採取業	2,468	2,468	－	－	－	－
建設業	1,277	1,259	18	1,224	1,220	4
製造業	1,278	1,245	33	1,273	1,256	17
電気・ガス・熱供給・水道業	3,129	1,773	1,356	1,718	1,718	－
情報通信業	1,037	1,037	－	1,068	1,066	2
運輸業、郵便業	1,079	1,035	44	1,187	1,164	23
卸売業、小売業	803	792	11	1,090	1,079	11
金融業、保険業	1,303	1,303	－	1,161	1,157	4
不動産業、物品賃貸業	1,018	1,008	10	989	983	6
学術研究、専門・技術サービス業	1,577	1,577	－	1,534	1,450	84
宿泊業、飲食サービス業	687	658	29	804	792	12
生活関連サービス業、娯楽業	629	620	9	590	571	19
教育、学習支援業	881	865	16	941	934	7
医療、福祉	1,197	1,181	16	1,195	1,177	18
複合サービス事業	1,799	1,550	249	1,609	1,474	135
サービス業	1,151	1,099	52	843	827	16

(注) 上表で掲載した金額は回答者全員の平均額である。

月間所定内賃金(単位: 百円)を月間所定内労働時間数で除した1時間当たりの所定内賃金は 1,177 円となっている。産業別に1時間当たりの所定内賃金をみると「鉱業、採石業、砂利採取業」が 1,714 円と最も高く、「教育、学習支援業」が 1,565 円と続く。一方、「生活関連サービス業、娯楽業」の 1,059 円が最も低くなっている。(第 14 表)

第14表 1 時間当たりの所定内賃金

区 分	1時間当たりの所定内賃金(円)	産 業 間 格 差
産 業 計	1,177	100.0
鉱業、採石業、砂利採取業	1,714	146
建 設 業	1,410	119.9
製 造 業	1,178	100.1
電気・ガス・熱供給・水道業	1,413	120.1
情 報 通 信 業	1,166	99.1
運 輸 業、郵便業	1,135	96.5
卸 売 業、小 売 業	1,104	93.9
金 融 業、保 険 業	1,219	103.6
不動産業、物品賃貸業	1,092	92.8
学術研究、専門・技術サービス業	1,344	114.2
宿泊業、飲食サービス業	1,148	97.6
生活関連サービス業、娯楽業	1,059	90.0
教 育、学 習 支 援 業	1,565	133.0
医 療、福 祉	1,255	106.6
複 合 サ ー ビ ス 事 業	1,352	114.9
サ ー ビ ス 業	1,116	94.8

付 属 統 計 表

男女及び年齢段階別勤務年数・月間実労働日数・月間実労働時間数・月間賃金額(就業形態別)

一 般 労 働 者 調査産業 計

区 分	集 計 労働者数 (人)	勤 続 年 数 (年)	月 間 実労働 日 数 (日)	月間実労働時間数			月間賃金額		
				計 (時間)	所定内 (時間)	所定外 (時間)	計 (百円)	所定内 (百円)	所定外 (百円)
規 模 計	7,747	13.6	20.9	169.7	160.6	9.1	3,025	2,821	204
～ 19歳	58	0.5	20.3	163.1	155.7	7.4	2,017	1,897	120
20～24	460	2.0	20.7	170.5	160.5	10.0	2,329	2,148	181
25～29	633	4.1	20.6	169.5	158.7	10.8	2,602	2,381	221
30～34	667	7.0	20.7	169.2	158.3	10.9	2,769	2,545	224
35～39	742	9.5	21.0	171.5	160.5	11.0	2,939	2,696	243
40～44	871	12.0	21.0	170.4	160.6	9.8	3,137	2,913	224
45～49	1,084	15.5	21.2	172.4	162.5	9.9	3,323	3,081	242
50～54	1,134	18.2	21.2	171.9	162.6	9.3	3,429	3,195	234
55～59	970	20.3	21.0	169.5	161.9	7.6	3,372	3,194	178
60～64	658	21.0	20.7	164.1	158.1	6.0	2,880	2,752	128
65～	470	19.2	20.9	163.2	158.4	4.8	2,509	2,425	84
男 性 計	5,257	14.6	21.1	173.0	162.2	10.7	3,306	3,057	249
～ 19歳	40	0.5	20.3	162.8	154.9	7.9	2,000	1,869	131
20～24	287	2.2	20.7	171.5	159.5	12.0	2,428	2,203	225
25～29	384	4.3	21.0	175.1	161.8	13.4	2,743	2,471	272
30～34	440	7.3	20.9	173.8	160.5	13.3	3,005	2,724	281
35～39	498	10.1	21.3	176.6	162.9	13.6	3,248	2,938	310
40～44	586	12.7	21.3	175.2	163.4	11.9	3,465	3,180	285
45～49	731	16.9	21.4	175.7	164.0	11.7	3,695	3,396	299
50～54	800	18.9	21.4	174.8	164.2	10.6	3,769	3,488	281
55～59	665	21.9	21.1	172.1	163.3	8.8	3,742	3,524	218
60～64	457	21.6	20.7	165.3	158.6	6.7	3,109	2,961	148
65～	369	18.5	21.0	165.3	159.8	5.5	2,589	2,493	96
女 性 計	2,490	11.6	20.6	162.8	157.1	5.7	2,429	2,322	107
～ 19歳	18	0.6	20.2	163.8	157.6	6.2	2,053	1,959	94
20～24	173	1.6	20.9	168.8	162.3	6.5	2,164	2,056	108
25～29	249	3.8	19.9	160.9	154.0	6.9	2,384	2,241	143
30～34	227	6.3	20.2	160.2	153.9	6.3	2,311	2,198	113
35～39	244	8.2	20.3	161.1	155.5	5.5	2,306	2,201	105
40～44	285	10.6	20.3	160.6	155.0	5.6	2,462	2,362	100
45～49	353	12.6	20.9	165.6	159.4	6.2	2,551	2,428	123
50～54	334	16.5	20.8	165.0	158.8	6.1	2,613	2,492	121
55～59	305	16.9	20.8	164.0	158.9	5.1	2,566	2,476	90
60～64	201	19.7	20.8	161.3	156.9	4.4	2,357	2,276	81
65～	101	21.5	20.6	155.4	153.4	2.0	2,218	2,178	40

短時間労働者 調査産業 計

区 分	集 計 労働者 数 (人)	勤 続 年 数 (年)	月 間 実労働 日 数 (日)	月間実労働時間数			月間賃金額		
				計 (時間)	所定内 (時間)	所定外 (時間)	計 (百円)	所定内 (百円)	所定外 (百円)
規 模 計	2,710	7.0	15.2	80.4	79.3	1.1	954	933	21
～19歳	177	0.6	8.6	37.6	37.2	0.4	382	375	7
20～24	258	1.2	10.0	46.9	46.6	0.3	551	539	12
25～29	84	2.7	15.4	88.1	86.8	1.3	1,097	1,074	23
30～34	93	5.3	16.2	90.8	89.6	1.2	1,116	1,090	26
35～39	134	5.4	16.7	88.8	88.1	0.7	1,110	1,091	19
40～44	201	6.7	16.3	91.1	90.0	1.1	1,105	1,078	27
45～49	223	6.9	16.7	92.5	91.2	1.2	1,134	1,109	25
50～54	233	7.9	16.5	91.8	90.6	1.2	1,097	1,071	26
55～59	222	8.7	17.4	96.0	94.8	1.1	1,140	1,124	16
60～64	273	10.6	17.0	93.2	90.7	2.5	1,134	1,093	41
65～	812	9.4	15.6	79.2	78.2	1.0	911	893	18
男 性 計	903	6.2	13.8	76.9	75.5	1.4	951	918	33
～19歳	64	0.4	9.1	37.8	37.2	0.6	391	381	10
20～24	133	1.1	9.6	44.6	44.1	0.5	507	491	16
25～29	31	2.7	15.1	83.6	81.9	1.7	974	940	34
30～34	27	5.6	15.8	89.8	88.2	1.6	1,032	988	44
35～39	33	4.7	16.0	80.7	80.0	0.7	1,064	1,037	27
40～44	36	7.7	13.8	86.9	82.9	4.0	1,282	1,161	121
45～49	44	6.6	16.1	94.9	94.0	0.9	1,302	1,266	36
50～54	44	7.7	13.8	79.0	76.9	2.1	1,141	1,081	60
55～59	29	7.0	15.2	90.3	89.1	1.2	1,148	1,118	30
60～64	64	9.1	14.4	92.9	88.1	4.8	1,264	1,171	93
65～	398	8.4	15.1	85.7	84.6	1.0	1,017	996	21
女 性 計	1,807	7.4	15.8	82.1	81.2	1.0	956	941	15
～19歳	113	0.8	8.3	37.5	37.3	0.2	377	372	5
20～24	125	1.2	10.4	49.4	49.3	0.1	599	591	8
25～29	53	2.8	15.6	90.8	89.8	1.1	1,168	1,152	16
30～34	66	5.2	16.3	91.2	90.1	1.1	1,149	1,131	18
35～39	101	5.6	16.9	91.5	90.7	0.7	1,125	1,109	16
40～44	165	6.5	16.8	92.0	91.6	0.5	1,066	1,060	6
45～49	179	6.9	16.8	91.9	90.6	1.3	1,093	1,071	22
50～54	189	8.0	17.1	94.8	93.7	1.0	1,086	1,068	18
55～59	193	9.0	17.8	96.8	95.7	1.1	1,139	1,125	14
60～64	209	11.1	17.7	93.3	91.5	1.8	1,095	1,070	25
65～	414	10.3	16.0	73.0	72.1	0.9	808	793	15

令和 6 年度

厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

新潟市の概況

新潟市 経済部 雇用・新潟暮らし推進課

新潟市中央区古町通7番町 1010 番地 古町ルフル 5 階

電話(025)226-2149

令和 7(2025)年 9 月